

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（684））

2. 日時：平成30年2月19日 11時30分～13時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、吉村安全審査官、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他4名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第39条 耐震設計方針>

○ 重大事故等対処施設の設備分類表において、機能代替をする設計基準対象施設の耐震クラス表記に誤りがあるため、適切に修正し提示すること。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

○ 原子炉建屋の水密扉に対する漂流物衝突評価の方針について、評価対象とする代表漂流物が度々変更されており、説明に一貫性がない。再度これまでに審査会合で説明した内容との考え方を整理して速やかに提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置図
- ・津波防護対策一覧表